

健生食輸発1008第4号
令和8年10月8日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(フランス産ナチュラルチーズの腸管出血性大腸菌O26及びO103)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発 0331 第1号（最終改正：令和8年10月7日付け健生食輸発 1007 第1号）により通知したところである。
今般、SOCIETE FROMAGERE DE MEAUX (FR 77 284 011 CE)で製造されたフランス産ナチュラルチーズから腸管出血性大腸菌O26 及びO103 が検出され、回収対象製品が日本に輸出されていたことが確認されたことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するとともに、別途指示する製造業者として同通知の別添2の1に同社を追加するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願ひする。

記

別添1のフランスの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ナチュラルチーズ	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O26 腸管出血性大腸菌O103	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26及び腸管出血性大腸菌O103で汚染されているおそれがあるため。

を追加する。